

第1章 大阪市の概要

第1節 地勢・人口

1 地 勢

本市は、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分とわが国のほぼ中央部に位置する。西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田及び摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪及び八尾の諸市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

市の中央部からやや東寄りに、南北に縦貫する上町台地は、南北9km、東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して高く、西部に行くにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。市街はおおむね平地で海拔3m前後の土地が大部分を占めている。

また、本市は「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川及び木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川(大川、堂島川及び宇治川)、土佐堀川、尻無川及び木津川となって大阪湾に注いでいる。

現在の市の面積は225.33km²であり、各区の面積は次のとおりである。

面積

(単位：km²)

区名	面積	区名	面積	区名	面積
全市	※ 225.33	天王寺	4.84	鶴見	8.17
北	10.34	浪速	4.39	阿倍野	5.98
都島	6.08	西淀川	14.21	住之江	20.68
福島	4.67	淀川	※ 12.64	住吉	9.40
此花	19.30	東淀川	13.27	東住吉	9.75
中央	8.87	東成	4.54	平野	15.28
西	5.21	生野	8.37	西成	7.37
港	7.86	旭	6.32		
大正	9.43	城東	8.38		

※ 淀川区は豊中市との境界の一部が未定のため参考値を示し、全市は淀川区の参考値が含まれている。

令和４年１０月１日現在（国土地理院発表） なお、四捨五入の関係で、各区の面積の合計は全市と一致しない。

２ 人 口

国勢調査結果でみると、昭和４５年に人口は減少に転じ、その後も郊外への人口流出等により長期にわたって減少傾向が続き、平成１２年には２５９万８，７７４人まで減少した。

しかし、平成１７年国勢調査では２６２万８，８１１人と増加に転じ、昭和４５年以降の国勢調査結果としては初めての増加となった。令和４年１０月１日時点での大阪市の推計人口によると、２７７万５２０人で、前年と比べると１３，７１３人（０．４９％）増加となり、平成１７年以降、令和３年については減少したが、令和４年以降、再び増加に転じている。

人口の推移

（単位：人）

年次	総数	男	女	摘要
昭和４０年	３，１５６，２２２	１，５９８，３７６	１，５５７，８４６	１０月１日国勢調査
昭和４５年	２，９８０，４８７	１，４９０，７７９	１，４８９，７０８	〃
昭和５０年	２，７７８，９８７	１，３７８，２８７	１，４００，７００	〃
昭和５５年	２，６４８，１８０	１，３０４，５９９	１，３４３，５８１	〃
昭和６０年	２，６３６，２４９	１，２９５，７７１	１，３４０，４７８	〃
平成 ２年	２，６２３，８０１	１，２９２，７４７	１，３３１，０５４	〃
平成 ７年	２，６０２，４２１	１，２７８，２１２	１，３２４，２０９	〃
平成１２年	２，５９８，７７４	１，２７３，１２１	１，３２５，６５３	〃
平成１７年	２，６２８，８１１	１，２８０，３２５	１，３４８，４８６	〃
平成１８年	２，６３５，４２０	１，２８２，４４０	１，３５２，９８０	１０月１日推計人口
平成１９年	２，６４３，８０５	１，２８７，６２６	１，３５６，１７９	〃
平成２０年	２，６５２，０９９	１，２９１，９７５	１，３６０，１２４	〃
平成２１年	２，６６１，７００	１，２９８，０１１	１，３６３，６８９	〃
平成２２年	２，６６５，３１４	１，２９３，７９８	１，３７１，５１６	１０月１日国勢調査
平成２３年	２，６７０，５７９	１，２９６，０８４	１，３７４，４９５	１０月１日推計人口
平成２４年	２，６７７，３７５	１，２９９，４０９	１，３７７，９６６	〃
平成２５年	２，６８３，４８７	１，３０１，９３０	１，３８１，５５７	〃
平成２６年	２，６８６，２４６	１，３０２，７８７	１，３８３，４５９	〃
平成２７年	２，６９１，１８５	１，３０２，５６２	１，３８８，６２３	１０月１日国勢調査
平成２８年	２，７０２，０３３	１，３０７，１６２	１，３９４，８７１	１０月１日推計人口
平成２９年	２，７１３，１５７	１，３１１，２８５	１，４０１，８７２	〃
平成３０年	２，７２５，００６	１，３１５，７４２	１，４０９，２６４	〃
令和 元年	２，７４０，２０２	１，３２２，２２３	１，４１７，９７９	〃
令和 ２年	２，７５２，４１２	１，３２６，８７５	１，４２５，５３７	１０月１日国勢調査
令和 ３年	２，７５０，８３５	１，３２４，４６６	１，４２６，３６９	１０月１日推計人口
令和 ４年	２，７５６，８０７	１，３２６，７４２	１，４３０，０６５	〃
令和 ５年	２，７７０，５２０	１，３３２，９９８	１，４３７，５２２	〃

令和5年大阪市の推計人口（令和5年10月1日現在）における本市の人口は277万520人となっている。行政区別にみると、平野区が18万6,843人と最も多く、次いで淀川区が18万5,709人、東淀川区が17万6,134人、城東区が16万7,409人、住吉区が15万2,088人となっており、この5区が人口15万人を超えている。次いで、10万人以上15万人未満の区は、北区14万5,226人、東住吉区12万7,880人、生野区12万6,789人など10区で、10万人未満の区は、西淀川区9万5,865人など9区となっている。最も人口の少ない区は大正区で5万9,465人となっている。

令和5年の人口を男女別にみると、男性が133万2,998人、女性が143万7,522人となっている。男女別の人口を令和2年国勢調査と比べると、男性が6,123人、女性が11,985人の増となっている。人口性比（女性100人に対する男性の数）は92.7となっている。

令和4年大阪市人口動態統計（確定数）の概況

人口動態調査とは、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届けられた日本において発生した日本人の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の全数を対象としている。これらの届出に基づいた調査票を全国の各市町村で作成し、結果の集計は厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室で行っている。

厚生労働省のデータをもとに、人口動態統計（令和4年1月～12月）を取りまとめ、大阪市の出生率や死亡等の集計・分析を行った。主な内容は、次のとおり。

出生数は減少

出生数は1万8,399人で前年に比べ907人減少し、出生率（人口千対）は6.7で0.3ポイント減少となった。

区別でみると淀川区（1,328人）が最も多く、北区（1,249人）、城東区（1,210人）となっている。一方最も少ないのは大正区（311人）で、西成区（348人）、此花区（389人）となっている。出生率（人口千対）でみると最も高い区は福島区（9.0）で最も低い区は西成区（3.3）となっている。

死亡数は増加

死亡数は昭和53年に16,918人であったものが以降緩やかに増加していたが、令和4年も前年に比べ2,736人増加し、3万4,239人で死亡率（人口千対）は12.4となった。

区別でみると、西成区(3,031人)が最も多く、天王寺区(678人)が最も少なくなっている。死亡率(人口千対)でみると西成区(28.6)が最も高く、中央区と西区(6.6)が最も低い。

死亡率を死因順位別にみると、悪性新生物が最も多く、8,301人で、死亡率(人口10万対)は301.1で、悪性新生物による死亡者の全死亡者に占める割合は24.2%であった。

自然増減数は減少

自然増減数は△15,840人で、自然増減率(人口千対)は△5.7であった。

婚姻件数は増加

婚姻件数は16,488組で、前年に比べ753組増加し、婚姻率(人口千対)は6.0であった。

離婚件数は減少

離婚件数は5,052組で、前年に比べ15組減少し、離婚率(人口千対)は1.83であった。

令和４年人口動態総覧(確定数)

	実 数		
	令和4年	令和３年	対前年増減
出生(人口千対)	18,399(6.7)	19,306(7.0)	△907
2,500g未満	1,682	1,683	△1
死亡(人口千対)	34,239(12.4)	31,503(11.5)	2,736
乳児死亡(出生千対)	32(1.7)	21(1.1)	11
新生児死亡(出生千対)	16(0.9)	8(0.4)	8
自然増減(人口千対)	△15,840(△5.7)	△12,197(△4.4)	3643
死産総数(出産千対)	396(21.1)	412(20.9)	△16
自然死産(※1 出産千対)	161(8.6)	170(8.6)	△9
人工死産(※2 出産千対)	235(12.5)	242(12.3)	△7
周産期死亡総数	75(4.1)	61(3.1)	14
妊娠満22週以降の死産(※2 出産千対)	60(3.3)	54(2.8)	6
早期新生児死亡(出生千対)	15(0.8)	7(0.4)	8
婚姻(人口千対)	16,488(6.0)	15,735(5.7)	753
離婚(人口千対)	5,052(1.83)	5,067(1.84)	△15

※1 出生＋死産

※2 出生＋妊娠満22週以降の死産

合計特殊出生率		令和４年	令和３年
	大阪市	1.00	1.04
	全国	1.26	1.30

合計特殊出生率(粗再生産率)とは、15歳から49歳までの女子の年齢別(年齢階級別)出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。大阪市では分子に母の年齢別出生数(日本における日本人)分母に当該年の3月末現在の「大阪市住基人口」(国勢調査の年は国勢調査公表値)を用いて算定している。全国値はいずれも厚生労働省の公表値である。

大阪市の死因順位(死亡率、人口10万対)

	令和４年死亡数(死亡率)	令和３年死亡数(死亡率)
第1位	悪性新生物 8,301(301.1)	悪性新生物 8,427(306.3)
第2位	心疾患 4,957(179.8)	心疾患 4,348(158.1)
第3位	老衰 2,734(99.2)	老衰 2,295(83.4)
第4位	心不全 2,242(81.3)	肺炎 1,919(69.8)
第5位	肺炎 2,004(72.7)	脳血管疾患 1,865(67.8)

※ 人口動態統計にかかる人口は、令和5年9月厚生労働省公表の「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)」をもって公表。

人口の区別分布

(単位：人・世帯)

区名	人口			(参考)
	総数	男	女	世帯数
全市	2,770,520	1,332,998	1,437,522	1,530,572
北	145,226	70,665	74,561	90,774
都島	108,441	51,849	56,592	59,278
福島	81,975	38,829	43,146	45,333
此花	64,050	30,979	33,071	32,661
中央	113,954	53,566	60,388	75,007
西	110,780	51,946	58,834	69,264
港	79,656	38,659	40,997	43,591
大正	59,465	28,823	30,642	29,687
天王寺	85,291	39,238	46,053	44,688
浪速	81,855	41,722	40,133	59,879
西淀川	95,865	46,749	49,116	48,677
淀川	185,709	92,670	93,039	108,677
東淀川	176,134	86,078	90,056	102,012
東成	85,871	40,327	45,544	48,013
生野	126,789	60,176	66,613	70,346
旭	89,200	42,560	46,640	46,370
城東	167,409	79,217	88,192	84,229
鶴見	111,533	52,465	59,068	49,880
阿倍野	111,565	51,401	60,164	55,252
住之江	117,159	56,376	60,783	60,687
住吉	152,088	70,432	81,656	80,285
東住吉	127,880	60,029	67,851	64,285
平野	186,843	87,584	99,259	93,989
西成	105,782	60,658	45,124	67,708

令和5年10月1日現在 大阪市の推計人口 大阪市計画調整局調べ

第2節 大阪市における地域保健体制

1 地域保健行政の変遷

近年の急速な少子高齢化の進行、慢性的な疾患や複数の疾患を持つ者の増加等による疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化や食品の安全性や地球環境問題への住民意識の高まりなどに対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築するため国においては、平成6年に保健所法を抜本的に見直し地域保健法へ移行した。

本市では、昭和12年に保健所法公布を受け、昭和13年に阿倍野保健所（阿倍野区阪南町）が最初に開設され、その後、市内各所に保健所が開設された。そして、市民の公衆衛生思想の向上に努め、伝染病の撲滅などに大きな力を発揮し、これまでも各時代の市民ニーズに合わせ各区の保健所を中心とし、老人保健、母子保健、精神保健、結核・感染症、公害及び環境・食品衛生等の保健衛生施策を展開し、一定の成果を上げた。

しかし、地域保健法の趣旨にある、保健所を地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能強化し、市民ニーズに対応した保健衛生施策を推進していくためには、市域全体を視野に入れ、地域に密着していくべき業務と、全市的立場で行うほうがより効果的な業務に機能分担し、相互連携のもとトータルとして市民サービスの向上に資し、かつ効果的な推進体制の整備を図っていくべきであるとの判断から、全市1保健所・24保健センター体制である保健所および保健センター条例を平成11年5月に公布し、平成12年4月に体制を移行した。

また、平成14年4月に保健センターを区役所組織へ移管し、さらに、平成15年4月、区役所の健康福祉サービス課と福祉事務所、保健センターを一体化した「保健福祉センター」を開設し、保健と福祉の連携したシステムを充実させた。そして、より一層効果的な感染症対策を実施するため、健康福祉局感染症対策室を保健所に統合し、地域保健体制の充実を図った。

平成20年11月に食中毒事件等緊急事態発生時に柔軟かつ的確に対応するため、市内5か所に生活衛生監視事務所（北部・西部・東部・南東部・南西部）を設置し、各区保健福祉センターの環境衛生・食品衛生関係業務を集約化することにより、申請受付や監視指導などの業務を効果的・効率的に行うとともに、健康危機管理体制の充実、強化を図り、保健衛生施策を推進している。

2 大阪市保健所の構築と事務分掌

地域保健法の主旨を尊重して、広域的・専門的・技術的拠点として機能強化を図り、全市を所轄する保健所として構築し、感染症予防や結核罹患率を改善するための総合的結核対策、生活環境部門では環境衛生・食品衛生、加えて医療監視など、各区保健福祉センターとそれぞれの役割分担と相互連携を図りながら保健衛生行政を推進している。

[管理課]

保健所の運営管理及び統括を行うとともに、母子保健事業、難病対策事業、栄養改善事業及び公害健康被害の補償等制度業務を実施、さらに各区保健福祉センターへの業務支援等を行うなど、広域的・専門的・技術的観点から効果的な対人保健サービスを実施している。

[保健医療対策課]

病院・診療所等の許可・届出に関する事務を行うとともに、平成15年度からは、全区の医療機関への医療法第25条に基づく立入検査を一元化して実施し、指導の一層の強化に努めている。さらに、平成22年10月から市内の医療法人に対する認可、届出等の業務について、大阪府から移譲を受けたことに伴い、運営母体と施設の横断的な指導も可能となった。また、保健衛生システムの運用を行うとともに、時代ニーズに沿った保健情報の収集・分析・加工・提供及び調査研究の推進、技術支援により本市保健事業の向上を図っている。

[感染症対策課]

感染症発生時疫学調査、感染症発生動向調査事業、新型インフルエンザなどの感染症対策及び各種予防接種事業の実施により疾病の発生及びまん延防止を図る。

また、エイズについて正しい知識の普及・啓発、検査体制の充実等、総合的対策に取り組んでいる。さらに、結核対策として結核罹患率(人口10万人あたりの新規登録患者数)の半減に向け、結核定期健康診断、結核予防接種(BCG)事業及びDOTS(直接服薬確認療法)事業等を実施している。

[環境衛生監視課]

環境衛生関係施設のうち、大規模かつ多数人が利用する施設(旅館・興行場・公衆浴場・温泉・墓地・特定建築物・専用水道・浄化槽・化製場等)に対し、統一的・効率的な許可・届出確認を行うとともに、これら施設に良好な衛生状態を維持させ、市民等が安心して利用できるよう広域的・専門的な監視指導を実施している。

また、国家戦略特別区域法に基づく認定等及び住宅宿泊事業法に基づく届出に関する業務を行っている。

その他、家庭用品に含まれる有害物質による健康被害を防止するための規制、法対象とならない小規模給水施設の衛生管理向上のための調査・啓発等を行っている。

[食品衛生監視課]

近年の食品流通の広域・大量化や食品製造施設の大型化、輸入食品の増大など食品を取り巻く状況に的確・効果的に対応するため、各施設に立入り、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理に対する指導・助言を行うとともに、食品の検査結果、施設の拭き取り検査結果等を用い、効果的な監視指導を行っている。

また、輸入食品・広域流通食品等にかかる違反事例発生時には危害拡大防止のための必要な措置、原因究明調査を実施するとともに、再発防止対策の徹底を図っている。

事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組む自主回収に関する情報を、速やかに消費者へ周知することにより、食品等による健康被害の発生防止を図っている。

[生活衛生監視事務所]

食生活の安全を確保し、飲食に起因する健康被害の未然防止や拡大防止を図るため、飲食店をはじめ食品関係施設の許可並びに監視指導を行うとともに食品の検査や施設の拭き取り検査を行い、施設・設備の衛生確保と不良食品の発見、排除に努めている。また、食中毒の発生や違反食品の発見時には迅速に調査等を行い再発防止等の対策を講じている。

また、原則として全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことに伴い設けられた営業届出制度により、対象事業者を把握し、必要な指導を行っている。

理容所、美容所、クリーニング所の届出にかかる検査確認や監視指導、遊泳場及び簡易専用水道に対する監視指導を行い衛生の確保に努めている。

さらに、狂犬病予防、動物愛護、ねずみ・衛生害虫に係る相談指導業務を行っている。

[保健衛生検査所]

保健所・保健福祉センターにおける保健衛生事業について、感染症対策や3歳児健診に係る検査、食品関係施設の食品の検査や施設の拭き取り検査、遊泳場の水質検査及び有害家庭用品に関する検査等、衛生上の試験検査業務を担う。さらに、医療法に基づく病院立入検査（医薬品安全管理及び検体検査関係）業務を実施している。

[放射線技術検査所]

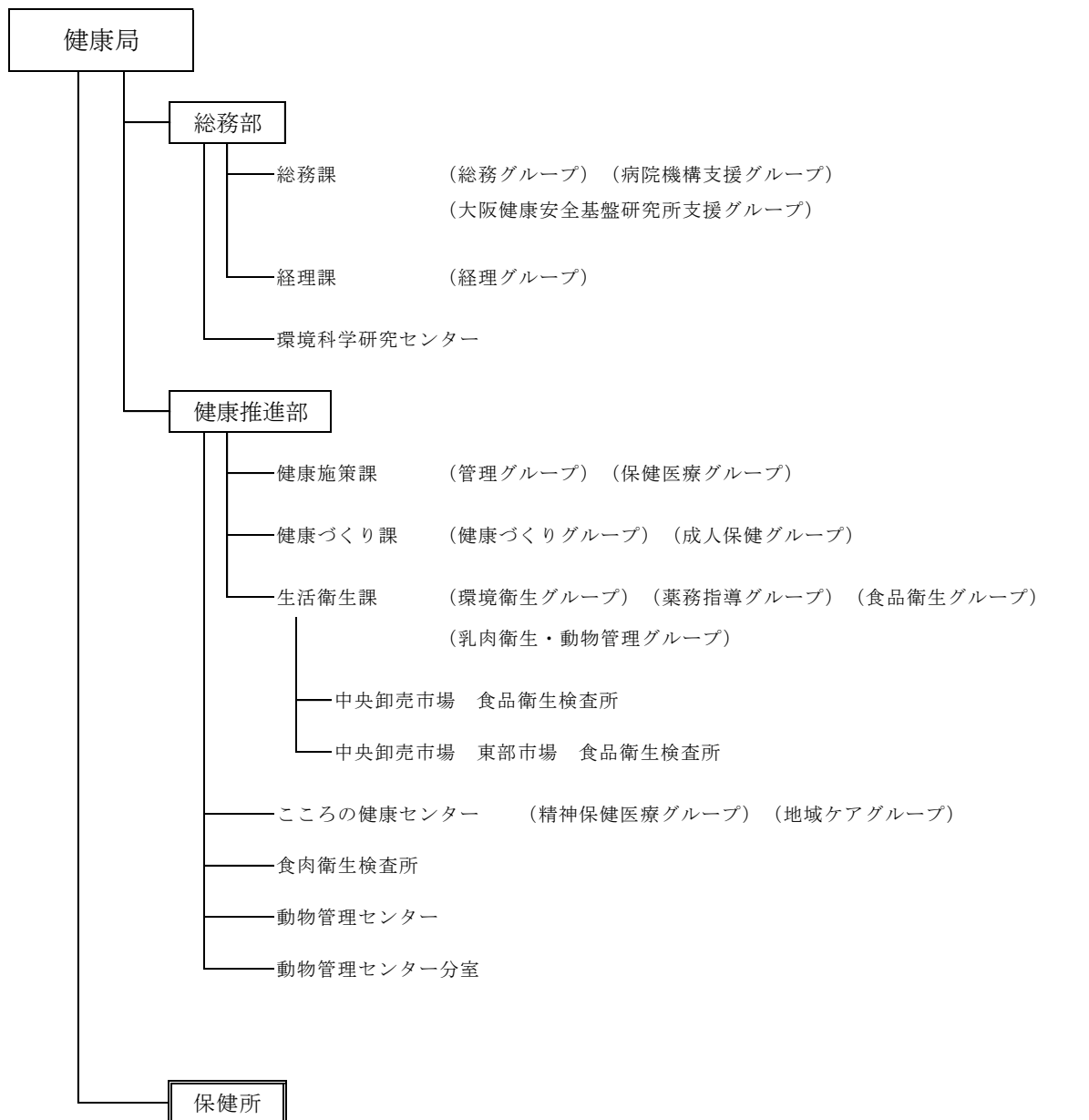
保健衛生事業における放射線業務として、各区保健福祉センターにおける結核対策、肺がん検診をはじめ、検診車で乳がん検診、結核健診時のエックス線撮影検査業務を担う。また、乳がん検診事業における読影センターの運営を担う。

さらに、医療法に基づく立入検査、放射線管理等に係わる業務を実施している。

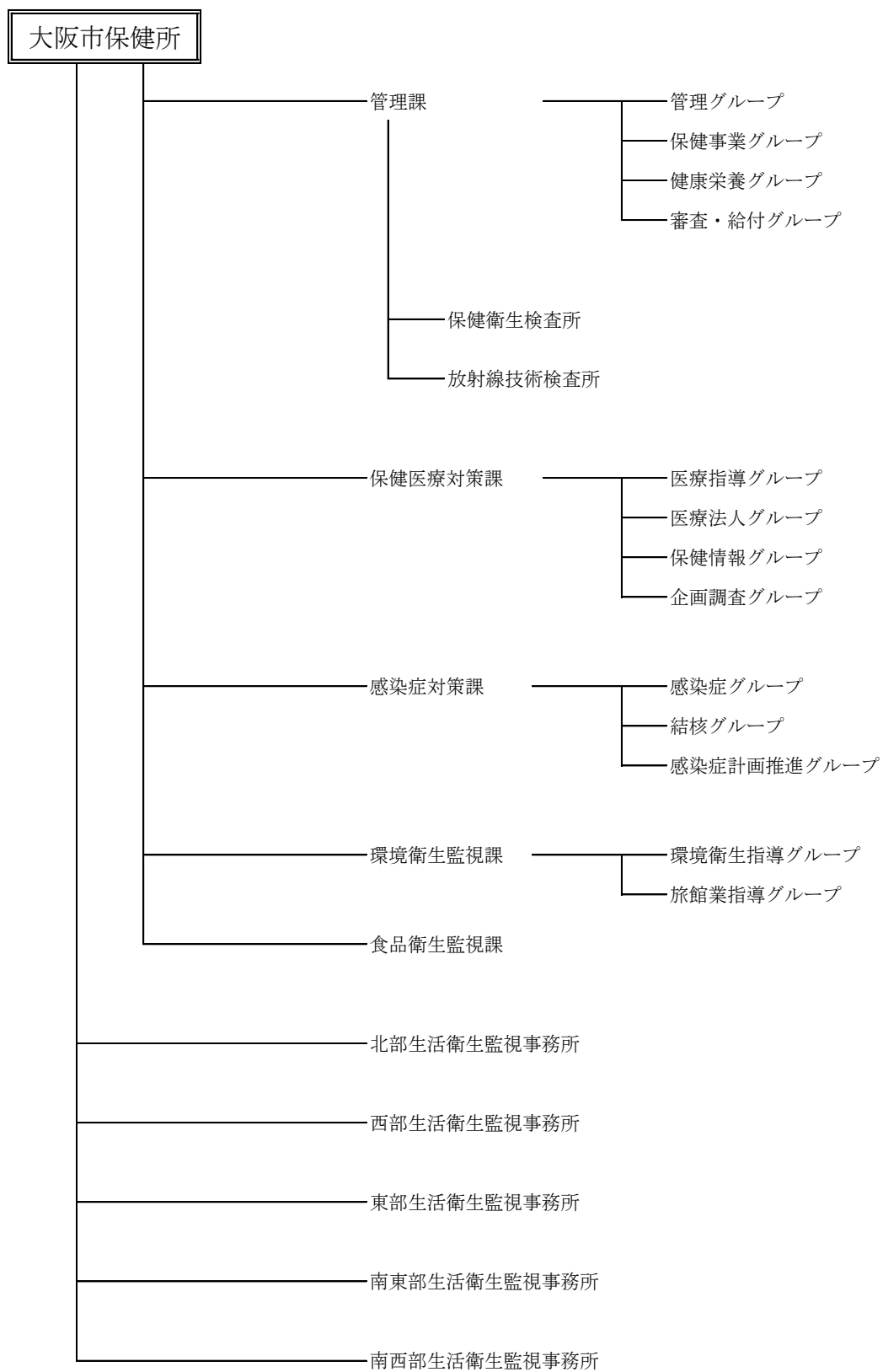
第3節 保健所の機構

1 機構

(1) 局機構 (平成24年4月1日から健康局)



(2) 保健所機構



2 保健所事務分掌一覧表

管理課	管理	・人事、給与、文書、勤怠、福利厚生、被服に関する事 ・「地域保健・健康増進事業統計」に関する事等
	保健事業	・公害保健福祉事業に関する事 ・公害健康被害予防事業(環境保健事業)に関する事 ・難病対策に関する事 ・母子関係医療費助成に関する事 ・各種保健事業の報告に関する事
	健康栄養	・栄養の改善、指導及び調査、食育並びに関係団体の指導育成に関する事
	審査・給付	・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく審査および認定に関する事
保健衛生検査所		・保健、環境、食品衛生上の試験及び検査、医療法立入検査に関する事 ・保健福祉センターの検査業務の実施及び連絡調整に関する事 ・保健衛生検査業務に係る調査及び研究に関する事
放射線技術検査所		・放射線検査業務、医療法立入検査に関する事 ・保健福祉センター、検診車業務の実施及び連絡調整に関する事 ・マンモグラフィ読影センターの運営に関する事 ・放射線業務に係る調査及び研究に関する事
保健医療対策課	医療指導	・診療所等の許可、届出に関する事 ・病院、診療所等の立入検査に関する事 ・衛生検査所の登録、立入検査に関する事 ・医療安全相談窓口に関する事
	医療法人	・医療法人の認可、届出に関する事 ・病院の許可、届出に関する事 ・医師、看護師等免許に関する事
	保健情報	・保健衛生統計情報等の収集及び提供に関する事 ・保健衛生情報のシステムに関する事
	企画調査	・保健衛生情報の収集及び発信、技術支援、調査研究に関する事 ・衛生教育に関する事
感染症対策課	感染症	・感染症対策に関する事 ・予防接種業務に関する事 ・HIVに関する事 ・献血推進事業に関する事
	結核	・結核対策に関する事
	感染症計画推進	・感染症予防計画・健康危機対処計画に関する事 ・新型コロナウイルス感染症に関する事
環境衛生監視課	環境衛生指導	・興行場、公衆浴場、温泉、墓地、納骨堂、火葬場、化製場の許可、届出、監視指導に関する事 ・特定建築物、浄化槽の届出審査及び監視指導に関する事 ・専用水道の確認審査及び監視指導に関する事 ・小規模給水施設の啓発指導に関する事 ・有害家庭用品の流通規制に関する事
	旅館業指導	・旅館業の許可、届出、監視指導に関する事 ・国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する事 ・住宅宿泊事業に関する事
食品衛生監視課		・大規模食品衛生関係施設の監視指導に関する事 ・違反食品等の調査に関する事 ・食品等の自主回収報告制度に関する事
生活衛生監視事務所		・食品衛生関係施設、理容所、美容所、クリーニング所、遊泳場、簡易専用水道の許認可、届出、監視指導に関する事 ・食中毒、違反食品等の調査に関する事 ・狂犬病予防、動物愛護、ねずみ衛生害虫に関する事